

真岡市建設工事等予定価格事前公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入札及び契約手続きの透明性及び公平性を高めるため、本市が発注する建設工事及び建設関連業務（以下「建設工事等」という。）の予定価格について、入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、市が競争入札に付する建設工事等とする。ただし、特別な理由がある場合は、事前公表の対象としないものとする。

(公表の内容)

第3条 事前公表を行う予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。

(公表の時期)

第4条 事前公表の時期は、入札の公告日又は指名通知日とする。

(公表の方法)

第5条 事前公表の方法は、総務課において閲覧に供するほか、一般競争入札にあつては入札の公告に記載し、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するものとする。

(事前公表するときの入札の条件)

第6条 予定価格を事前公表する入札については、入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し、不調とする。

2 予定価格を超える金額入札は、無効とする。

3 予定価格を事前公表する建設工事等の入札参加者は、入札に際し、当該入札に係る積算内訳書を提出するものとする。この場合において、積算内訳書を提出しなかった者の行った入札は、無効とする。

4 入札参加者は、自らの意思により入札を辞退することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、予定価格の公表について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

2 真岡市建設工事予定価格事前公表要領（平成16年）は廃止する。

3 この要綱の施行前に公告又は指名通知した入札の予定価格公表については、なお従前の例による。